

衛生研究所研究課題評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、衛生研究所の研究活動について広く県民の理解を得るとともに、効率的・効果的な試験研究の実施及び研究体制の整備促進を図るため、衛生研究所で実施する研究課題に対する評価（以下「課題評価」という。）の実施に必要な事項を定める。

(対象)

第2条 課題評価は、衛生研究所における原則すべての研究課題を対象とする。ただし、競争的資金等獲得により外部評価に諮る課題や、委託試験研究などの外部機関から依頼を受けて実施する研究などは評価の対象としないことができる。

(課題評価の種類)

第3条 課題評価の種類は、次のとおりとする。ただし、追跡評価については必要に応じて実施する。

- (1) 事前評価 研究を開始する年度の前年度に、研究課題の採択の可否等について評価する。
- (2) 中間評価 研究期間が長期となる研究課題について、当該期間中の適切な時期に、研究課題の見直しや継続の可否等について評価する。ただし、当該研究期間が相当長期となる研究課題については、当該期間に複数回行うものとする。
- (3) 事後評価 研究が終了した年度の翌年度に、研究目標の達成度や研究成果等について評価する。
- (4) 追跡評価 事後評価だけでは評価できないと判断された研究課題の成果の普及等について、事後評価に準じ評価する。

(検討会議の設置)

第4条 課題評価を実施し、衛生研究所における重点的な研究課題を選定するため、健康福祉部関係課で構成される研究課題内部評価検討会議を設置する。

- 2 研究課題内部評価検討会議において評価を受ける研究課題を整理するため、衛生研究所内に自己評価検討会議を設置する。
- 3 評価の方法の詳細並びに研究課題内部評価検討会議及び自己評価検討会議の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

(外部専門家との意見交換)

第5条 前条第1項の重点的な研究課題等について、評価結果の客観性を確保すると同時に、次の各号に対する助言などを得ることを目的として、外部専門家との意見交換を実施する。

- (1) 当該研究内容及び新たな知見や技術の活用について
- (2) 知的財産の管理及び活用について
- (3) 関係機関との連携について
- (4) 公衆衛生における研究需要や研究成果の普及について
- (5) その他研究に関わる事項について

2 外部専門家との意見交換を行うために必要な事項は、外部専門家との意見交換運営要領に定める。

(評価結果の活用)

第6条 衛生研究所長は、内部評価及び意見交換の結果を、試験研究の目標や手法等に適切に反映するよう努めなければならない。

2 健康福祉部長は、前項の規定による結果の反映に当たり、必要となる研究体制の整備に努めるものとする。

(公表)

第7条 健康福祉部長は、課題評価の結果及び当該結果に基づいて講じた措置等を、個人情報保護、企業秘密保護、知的財産権の取得等について十分に配慮しつつ、刊行物やインターネット等により公表する。

(事務局)

第8条 事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に設置し、衛生研究所はその補佐をする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。